

パブリックコメント(市民意見提出制度)

市では、「南相馬市災害時における相互支援に関する条例」(素案)をとりまとめました。この条例をより良いものとするため、市民の皆さんの意見や提案をお寄せいただきたく、次のとおりパブリックコメント(市民意見提出制度)を実施します。

◎ **公表期間** 2月1日(金)～14日(木)

◎ **意見等の提出期間** 2月1日(金)～14日(木)

※ 意見等提出期間は、本条例を3月市議会に上程する関係から、14日間に短縮して実施します。

◎ **案の公表場所**

危機管理課、市民情報交流センター、鹿島区市民福祉課、各生涯学習センター(閉庁日、休館日を除く)

※ 詳しい内容については、公表場所に資料を準備してありますのでご覧ください。または、市のホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

◎ **提出方法**

書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記し、窓口を持参、郵便、ファクス、電子メール等でご提案ください(法人や団体の場合は、名称・所在地・代表者を明記してください)。

◎ **提出先・問合せ**

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27

復興企画部危機管理課(市役所本庁舎2階)

電話：0244-24-5232 FAX：0244-23-2511

電子メール：kikikanri@city.minamisoma.lg.jp

【条例制定の背景と意義】

平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、これまでの防災対策に加え、被災した自治体だけでは対応が困難な大規模災害に備えるため、基礎的自治体(市町村及び特別区のこと)間の連携による相互支援の仕組みの充実と強化が求められています。

このことから、市では、大規模災害が発生した場合に、同時に被災する可能性の低い自治体が災害応急対策の相互支援を行なう体制を整備することによって、迅速かつ円滑な災害復旧を実施できるよう、市の災害対応力を高めることを目指しこの条例を制定するものです。

【南相馬市災害時における相互支援に関する条例(素案)の概要】

1 目的

この条例は、大雨や洪水などの気象災害、地震、津波災害、原子力災害やその他大規模な災害発生時に、本市と他の市区町村間の相互の支援(以下「相互支援」という。)に関する基本的事項を定めることにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市区町村間における相互支援が迅速かつ円滑に実施できる体制を整備することを目的とする。

2 相互支援を図る自治体の確保

(1) 市長は、災害時における相互支援に関する協定を締結する他の市区町村の確保に努めるものとする。【裏面につづく】

(2) 市長は、災害時の円滑な連携を図るため、相互支援に関する協定を締結した市区町村（以下「協定先自治体」）との平時の交流促進に努めるものとする。

3 災害時の支援の要請

市長は、市の区域において災害が発生し、市民の生命、身体及び財産を保護するために市独自では十分な応急対策が実施できないときは、協定先自治体に対し支援を要請するものとする。

4 協定先自治体への支援

(1) 市長は、被災した協定先自治体から支援の要請を求められたときは、特段の事情がある場合を除き、次の支援を行うものとする。

- ア 食料や水など生活必需品の提供
- イ 防災資機材等の提供又は貸与
- ウ 物資及び防災資機材等の輸送
- エ 被災者の一時受入れ
- オ 災害応急対策等に従事する職員の派遣
- カ その他市長が特に必要と認める支援

(2) 市長は、支援を行うときは、被災した協定先自治体の負担を軽減するため、主体的に、被災状況及び必要な支援について把握するよう努めるものとする。

5 他の協定先自治体との連携

(1) 市長は、4の支援を行うときは、被災した協定先自治体以外の他の協定先自治体に対し、市と連携した支援を行うことを要請（例：本市が協定締結している杉並区が被災し支援する場合、本市が協定締結している取手市に杉並区への支援要請をすること。）することができる。

(2) 市長は、上記（1）の規定による要請に応じた他の協定先自治体に対し、支援の内容、規模等について必要な調整をしなければならない。

(3) 市長は、協定先自治体から、当該協定先自治体が協定の締結等をしている自治体（市が直接、協定締結をしていない自治体）が被災し、この自治体に対する連携した支援の要請を求められたときは（例：本市が協定締結している杉並区から、杉並区が協定を締結している“ある自治体”が被災した場合に、杉並区から市にこの自治体への連携支援の要請を求められた場合）、当該要請を行った協定先自治体との協議により、必要な支援を行うことができる。

6 費用の支弁及び負担

(1) 市は、4の支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁（立替払い）するものとする。この場合、市は、法令により負担区分が定められているものを除き、被災した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。

(2) 市は、5（1）の規定により連携した支援を要請したときは、法令により負担区分が定められているものを除き、当該要請に応じた協定先自治体と協議の上、当該協定先自治体が支弁（立替払い）した費用を負担することができる。この場合、市は、被災した協定先自治体と協議の上、当該被災した協定先自治体に対し、市が負担した費用の負担を求めることができる。

(3) 市は、5（3）の規定により連携した支援の要請に応じて支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁（立替払い）するものとする。この場合、市は、法令により負担区分が定められているものを除き、当該支援を要請した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。